

平成25年第1回 予算特別委員会記録（第1号）

沖縄県議会（定例会）

開会の日時、場所

平成25年3月8日（金曜日）
午後7時21分開会
第7委員会室

嶺 井 光君

委員の選任

平成25年3月8日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

砂 川 利 勝君	具志堅 透君
桑 江 朝千夫君	座喜味 一 幸君
照 屋 守 之君	仲 田 弘 毅君
仲 村 未 央さん	崎 山 嗣 幸君
新 里 米 吉君	赤 嶺 昇君
新 垣 清 涼君	玉 城 義 和君
吉 田 勝 廣君	前 島 明 男君
西 銘 純 恵さん	嘉 陽 宗 儀君
呉 屋 宏君	比 嘉 京 子さん
嶺 井 光君	

委員長、副委員長の互選

平成25年3月8日、仲村未央さんが委員長に、具志堅透君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成25年3月8日、理事に桑江朝千夫君、吉田勝廣君、西銘純恵さん、呉屋宏君及び比嘉京子さんが選任された。

出席委員

委員長	仲 村 未 央さん	
副委員長	具志堅 透君	
委員	砂 川 利 勝君	桑 江 朝千夫君
	座喜味 一 幸君	照 屋 守 之君
	仲 田 弘 毅君	崎 山 嗣 幸君
	新 里 米 吉君	赤 嶺 昇君
	新 垣 清 涼君	玉 城 義 和君
<input checked="" type="checkbox"/>	田 勝 廣君	前 島 明 男君
	西 銘 純 恵さん	嘉 陽 宗 儀君
	呉 屋 宏君	比 嘉 京 子さん

欠席委員

本委員会に付託された事件

（3月8日付託）

- 1 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 8 甲第8号議案 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 9 甲第9号議案 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 10 甲第10号議案 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 11 甲第11号議案 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 12 甲第12号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 14 甲第14号議案 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 15 甲第15号議案 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 16 甲第16号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 18 甲第18号議案 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 19 甲第19号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算

- 20 甲第20号議案 平成25年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 21 甲第21号議案 平成25年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第22号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）
- 25 甲第25号議案 平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 26 甲第26号議案 平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 27 甲第27号議案 平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 28 甲第28号議案 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 29 甲第29号議案 平成24年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 30 甲第30号議案 平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 31 甲第31号議案 平成24年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 32 甲第32号議案 平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 33 甲第33号議案 平成24年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 34 甲第34号議案 平成24年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長及び副委員長の互選
- 2 予算特別委員会運営要領について
- 3 理事の選任



○大村浩三議会事務局政務調査課副参事 予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うこととなります。

出席委員中、前島明男委員が年長者であります。

よって、この際、委員会条例第7条の規定により、前島明男委員に委員長の互選に関する職務をお願い

いたします。

前島明男委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

（前島明男委員、委員長席に着席）

○前島明男年長委員 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○前島明男年長委員 指名推選の方法によるの御意見がありますので、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、仲村未央さんを委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、仲村未央さんが委員長に互選されました。

ただいま委員長が互選されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、年長委員退席及び委員長着席）

○仲村未央委員長 再開いたします。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、委員各位の御推挙により予算特別委員長に就任いたしました仲村未央でございます。

平成25年度当初予算は一括交付金を含む復帰後最大規模となっております。本委員会の果たすべき役割は極めて重大であり、委員長就任に当たり、改めて責任の重さを痛感しております。

委員会の運営につきましては、公正、中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



○仲村未央委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるかお諮り

いたします。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 それでは、指名推選によるとの御意見がありますので、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 御異議なしと認めます。

よって、具志堅透君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 御異議なしと認めます。

よって、具志堅透君が副委員長に互選されました。

ただいま選任されました副委員長から就任の御挨拶を自席でお願いいたします。

○具志堅透副委員長 御協力どうもありがとうございました。

委員長がしっかりしておりますので、私はそばについて補佐したいと思います。よろしく申し上げます。

○仲村未央委員長 以上で委員長及び副委員長の互選は終わりました。



○仲村未央委員長 次に、予算特別委員会運営要領についてお諮りいたします。

なお、既にお手元に予算特別委員会運営要領案を配付してありますので、この案に基づき御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要について説明)

○仲村未央委員長 再開いたします。

予算特別委員会運営要領についてお諮りいたします。

予算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いただきましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○仲村未央委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任が必要であります。理事5人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事について協議)

○仲村未央委員長 再開いたします。

理事5人の選任についてお諮りいたします。

理事に桑江朝千夫委員、吉田勝廣委員、西銘純恵委員、呉屋宏委員、比嘉京子委員の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

今回は、3月11日 月曜日 午前10時から委員会を開き、補正予算の審査及び採決を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後7時40分散会

予算特別委員会運営要領

1 委員会室

第7委員会室を使用する。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

4 質疑の要領

- (1) 質疑の時間は委員1人10分とし、質疑の時間には答弁時間を含まないものとする。
- (2) 各委員の持ち時間は、出席委員間で相互に譲渡することができる。ただし、譲渡する委員は譲渡された委員が質疑する間は着席しなければならない。
この場合、当該委員は、あらかじめ委員長に譲渡する旨及び譲渡時間を通知しなければならない。
- (3) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電鈴で報知する。
- (4) 質疑は一問一答式で、起立の上自席から行うものとする。
- (5) 質疑の順序は、補正予算審査に当たっては、多数会派順とし、新年度予算審査に当たっては各会派のローテーション方式で行うものとし、初日は多数会派順とする。
- (6) 関連質疑は、各自の持ち時間内で行う。

5 委員外議員

別紙3のとおり、議会運営委員会において決定された「予算特別委員会及び決算特別委員会における『委員外議員制度の導入』について」（委員の差し替え）及び本運営要領に基づいて行う。

6 説明員

- (1) 総務部長または総務部財政統括監は、常時出席を求める。
- (2) 知事部局の室部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長、各県立病院長、教育長、警察本部長、監査委員・人事委員会・労働委員会及び議会事務局長は、関係予算の審査の際に出席を求める。
- (3) 知事等は、必要があれば委員会の決定に基づき、審査の総括の日にその出席を求めることができる。

7 予算の説明

予算の総括説明は、総務部長が行い、各室部局の予算については、各室部局の長がその概要説明を行う。ただし、概要説明については、委員長の判断により省略することができる。

8 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。
- (2) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (3) 理事は、委員長が、委員会に諮って指名する。
- (4) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

9 雑則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

(別紙1)

委員席の配置

議 会 事 務 局					
(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席	
議 会 事 務 局	説 明 員				
仲村未央委員 委 員 長					
	具志堅透委員	砂川利勝委員	新里米吉委員	崎山嗣幸委員	
照屋守之委員	座喜味一幸委員	桑江朝千夫委員	玉城義和委員	新垣清涼委員	赤嶺昇委員
前島明男委員	吉田勝廣委員	仲田弘毅委員	呉屋宏委員	嘉陽宗儀委員	西銘純恵委員
		嶺井光委員			比嘉京子委員

(別紙2)

予算特別委員会審査日程

月 日	曜日	時 刻	事 項	関係室部局	備 考
平成25年 3月8日	金		本会議及び各 委員会終了後	委員長及び副委員長の互選 委員会運営要領の件 理事の選任	
9日	土				
10日	日				
11日	月	午前 10 時	平成24年度補正予算審査及び採決	知事公室 総務部 企画部 環境生活部 福祉保健部 農林水産部 商工労働部 文化観光スポーツ部 土木建築部 企業委員会 教育委員会 公安委員会 議事	
12日	火		議案整理		委員外議員 報告締切
13日	水		補正予算委員長報告、採決		本 会 議
14日	木	午前 10 時	平成25年度一般会計・特別会計予算 及び企業会計予算	知事公室 総務部 企画部 出納事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 議事	
15日	金	午前 10 時	平成25年度一般会計・特別会計予算 及び企業会計（病院事業）予算	環境生活部 福祉保健部 病院事業部	
16日	土				
17日	日				
18日	月	午前 10 時	平成25年度一般会計・特別会計予算	農林水産部 商工労働部 文化観光スポーツ部 労働委員会事務局	
19日	火	午前 10 時	平成25年度一般会計・特別会計予算 及び企業会計（水道・工業用水道事 業）予算	土木建築部 企業委員会	
20日	水				春 分 の 日
21日	木	午前 10 時	平成25年度一般会計予算	教 育 委 員 会	
22日	金	午前 10 時	平成25年度一般会計・特別会計予算 及び企業会計予算総括		
23日	土				
24日	日				
25日	月				常任委員会
26日	火				常任委員会
27日	水	午前 10 時	平成25年度一般会計・特別会計予算 及び企業会計予算採決		特別委員会

(別紙3)

予算特別委員会及び決算特別委員会における 「委員外議員制度の導入」について (委員の差し替え)

予算特別委員会及び決算特別委員会における委員外議員制度は、「従来の予算特別委員会及び決算特別委員会の運営を基本」としつつ、「議案審査の充実を図る観点から導入」するものとし、具体的な運営要領は次のとおりとする。

- 1 本委員に代わって委員外議員が出席する場合は、会派代表者は欠席する本委員及び代わりに出席する委員外議員の氏名並びにその年月日を、次に掲げる期日(休日を除く。)までに政務調査課に報告するものとする。
 - (1) 予算特別委員会
新年度予算審査日初日の2日前
 - (2) 決算特別委員会
9月定例会閉会日の2日前
- 2 本委員に代わって出席する委員外議員は、当該本委員から当日の質疑時間が譲渡されるものとする。
- 3 本委員が2人以上いる会派は、同一の日に本委員の半数を超える委員外議員を出席させることはできないものとする。
- 4 委員外議員は、表決権がないこと等から、正副委員長互選の日(審査日程等協議日)及び採決の際には出席できないものとする。また、予算特別委員会においては補正予算審査日及び新年度予算審査日の初日、決算特別委員会においては審査日の初日についてもそれぞれ出席できないものとする。
- 5 本委員は、上記「4」以外の審査日の日数のうち、半分の日数(ただし、半分の日数に端数が出た場合は、端数を切り下げた日数。)は、委員外議員と交代することができるものとする。
- 6 正副委員長は、委員外議員と交代することはできないものとする。
- 7 同一日の審査の途中における本委員と委員外議員の交代は認めないものとする。
- 8 総括質疑は本委員が行うものとする。
- 9 本委員の欠席が多く定足数を欠くおそれがある場合には、委員長は委員会の運営に支障を来さないよう適切な処置を講ずるものとする。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員 前 島 明 男

委 員 長 仲 村 未 央